

## 第16回 南島原市人権啓発標語

図市民課(西有家庁舎) ☎73-6647

人権に対する理解を深めてもらうため、市民から人権啓発標語(小・中学生、一般の部)を募集し、応募総数2,476作品の中から入賞作品を決定しました。たくさんのご応募ありがとうございました。

※全入賞作品は、市ホームページでご覧いただけます。



市HP

### 最優秀賞

- 小学生低学年の部 **友だちに やさしい声かけ えがおのわ** 深川 <sup>りゅうせい</sup> 琉聖さん(口之津小学校 3年)
- 小学生高学年の部 **認め合おう 尊重し合おう 十人十色** 松島 <sup>こなつ</sup> 小夏さん(有家小学校 6年)
- 中学生の部 **また一つ 見つけた君の いいところ** 城代 <sup>とあ</sup> 叶愛さん(北有馬中学校 2年)
- 一般の部 **伝えよう 相手の良さを 自分から** 中川 まいさん(島原翔南高校 2年)

## 家屋の取り壊し、新築、増築はお知らせください

図税務課(西有家庁舎) ☎73-6642

住宅や倉庫などを取り壊して滅失登記を行った場合は、法務局からの異動通知に基づき、事実確認を行い、税額の修正を行います。しかし、家屋が取り壊されていても登記がされていない場合や、滅失登記をしていない場合は、そのまま課税されることがあります。

家屋を取り壊した場合は、税務課または各支所へ必ず届け出をお願いします。

また、家屋の新築や増築を行った場合もお知らせください。



## 償却資産の申告をお忘れなく

図税務課(西有家庁舎) ☎73-6642

償却資産(事業用資産)には、固定資産税が課税されます。事業で使用している機械・備品などの償却資産を所有している人は、令和5年1月1日現在の償却資産の申告が必要です。

令和5年1月31日までに税務課または各支所へ申告してください。また、申告書が送付されていない人(事業者)はご連絡いただくなど、早めの申告をお願いします。

### 【償却資産とは】

会社や個人で工場や商店などを経営している人や農林水産業、アパート経営者などが所有する資産で、事業のために用いることができる構築物や機械・器具・備品などをいいます。

※太陽光発電設備で事業用の設備や10キロワット以上の設備も申告対象です(申告の際は、設置場所も記載してください)。

※無形減価償却資産(鉱業権、漁業権、パソコンソフトなど)や自動車税・軽自動車税の課税対象(軽トラック、トラクターなど)は除きます。

### 【主な償却資産の例】

- 構築物…門、広告塔、舗装路面、内部造作、事業用簡易構築物など
- 機械および装置…太陽光発電設備、コンベアー、クレーン、ビニールハウス、土木建設機械、農業用機械、印刷機など
- 船舶…漁船、ボート、貨物船など
- 車両および運搬具…構内運搬車、特殊自動車、そのほか自動車税・軽自動車税の課税対象とならないもの
- 工具・器具および備品…机、椅子、ロッカー、レジスター、陳列ケース、コピー機、パソコン、暖房用品など

📅令和5年1月31日(火)

## 南島原市個人情報保護法施行条例(案)に関する意見を募集します

図総務秘書課(西有家庁舎) ☎73-6621 FAX:82-3086  
〒859-2211 西有家町里坊96番地2 Eメール:gyousei@city.minamishimabara.lg.jp

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、地方公共団体の個人情報保護制度は改正後の法律に一元化されることとなったため、新たに「南島原市個人情報保護法施行条例」を制定します。

本条例の制定にあたって、市民の皆さんのご意見・ご提案をいただくため、条例(案)についての市民意見募集(パブリック・コメント)を行います。

- 閲覧・募集期間  
12月13日(火)~令和5年1月12日(木)
- 閲覧場所  
総務秘書課、各支所(市ホームページにも掲載します)
- 意見などを提出できる人
  - ・市内に在住・在勤・在学の人
  - ・市内に事業所などを有する人
  - ・本事案に利害関係を有する人
- 意見の提出方法(任意様式で可)  
意見内容(条例(案)の箇所(項目やページ、行など)とそれに対する意見)、住所、氏名を記載し、総務秘書課または各支所に持参するか、郵送、FAX、Eメールのいずれかで提出してください。
- 意見に対する考え方の公表  
お寄せいただいたご意見の要旨とそれに対する本市の考え方は、後日ホームページなどで公表する予定です。
- 注意事項
  - ・条例(案)をご一読のうえ、意見の提出をお願いします。
  - ・意見提出用紙に氏名、住所が記入されていない場合、受付できません。
  - ・公序良俗に反する意見は、受付できない場合があります。
  - ・電話での受付やご意見に対する個別の回答はいたしません。

## 長崎県おもいやり駐車場制度(旧パーキング・パーミット制度)にご協力ください

図福祉課(南有馬庁舎) ☎73-6651



利用できる駐車場の例



駐車後、ルームミラーにかけて利用します。

令和4年10月から名称が変更になった「長崎県おもいやり駐車場制度(旧パーキング・パーミット制度)」とは、公共的施設などの身障者等用駐車場について、歩行困難な利用対象者(身体障がい者・妊婦など)に県内共通の「おもいやり駐車場利用証」を交付し、利用できる人を明確にすることで適正利用を図る制度です。

この制度により身障者等用駐車場が本当に必要な人の駐車スペースとして確保されます。

利用証をお持ちでない人が身障者等用駐車場を利用すると、必要としている人たちの駐車スペースが不足してしまいます。身障者等用駐車場利用者への、ゆずりあいを心がけましょう。「みんながゆずりあう思いやりのあるまちづくり」の実現のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、「おもいやり駐車場利用証」の交付を希望する人は、市役所福祉課または各支所で申請してください(これまでの利用者はそのまま利用できます)。

詳しくは、市ホームページをご確認ください。



市HP